

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定

（スーパー定期単利型）

Beyond the Bank
あなたの明日へ

OKINAWA
KAIHO 海邦銀行

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）＜単利型＞

1.（自動継続）

- (1) この預金は、証書（または、通帳）記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出て下さい。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下本項および次項において同じです。）から満期日の前日までの日数および証書（または、通帳）記載の利率（継続後の預金については第1条第2項の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書（または、通帳）記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」という。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型2年定期預金（M型）」という。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。
 - ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 自動継続自由金利型2年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金（M型）に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
 - (4) この預金を第3条第1項により満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」という。）は、預入日（継続したときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

なお、期限前解約時に適用する利率については、次の①から④までのとおりとしますが、金融情勢の変化に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、当行が定めた日からとします。

- ① 預入日の1ヶ月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
 - ・ 預入期間が6ヶ月未満・解約日における普通預金の利率
 - ・ 預入期間が6ヶ月以上1年未満・預入日時点の店頭表示金利×50%
 - ・ 預入期間が1年以上3年未満・預入日時点の店頭表示金利×70%

- ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- ・預入期間が6ヶ月未満・解約日における普通預金の利率
 - ・預入期間が6ヶ月以上1年未満・預入日時点の店頭表示金利×40%
 - ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満・預入日時点の店頭表示金利×50%
 - ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満・預入日時点の店頭表示金利×60%
 - ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満・預入日時点の店頭表示金利×70%
 - ・預入期間が2年6ヶ月以上4年未満・預入日時点の店頭表示金利×90%

- ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- ・預入期間が6ヶ月未満・解約日における普通預金の利率
 - ・預入期間が6ヶ月以上1年未満・預入日時点の店頭表示金利×40%
 - ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満・預入日時点の店頭表示金利×50%
 - ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満・預入日時点の店頭表示金利×60%
 - ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満・預入日時点の店頭表示金利×70%
 - ・預入期間が2年6ヶ月以上3年未満・預入日時点の店頭表示金利×80%
 - ・預入期間が3年以上5年未満・預入日時点の店頭表示金利×90%

- ④ 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- ・預入期間が6ヶ月未満・解約日における普通預金の利率
 - ・預入期間が6ヶ月以上1年未満・預入日時点の店頭表示金利×30%
 - ・預入期間が1年以上1年6ヶ月未満・預入日時点の店頭表示金利×40%
 - ・預入期間が1年6ヶ月以上2年未満・預入日時点の店頭表示金利×50%
 - ・預入期間が2年以上2年6ヶ月未満・預入日時点の店頭表示金利×60%
 - ・預入期間が2年6ヶ月以上3年未満・預入日時点の店頭表示金利×70%
 - ・預入期間が3年以上4年未満・預入日時点の店頭表示金利×80%
 - ・預入期間が4年以上5年未満・預入日時点の店頭表示金利×90%

注。ただし、上記①から④で算出した期限前解約時に適用する利率が、解約日時点の普通預金利率を下回る場合、普通預金利率を適用します。

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書とともに当店に提出してください。

4. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、第2条の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行しないこととし(通帳の場合は、通帳に記載)、次により取扱います。
- ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。
- ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(または、通帳)とともに提出して下さい。
- ③ 中間利息定期預金のみを解約する時は、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書(または、通帳)とともに提出して下さい。

5. (定期預金共通規定の適用)

この預金には、本規定のほか、「定期預金共通規定」が適用されるものとします。

6. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上
(2020年3月22日現在)